

登別市高齢者等緊急通報機器貸与誓約書

令和 年 月 日

登別市長 様

住 所

申請者

氏 名

登別市から貸与承認決定があった緊急通報機器の使用にあたり、次のことを守ります。

記

- 1 緊急通報機器の貸与承認決定があった場合、受注者と利用に関する契約を締結します。
- 2 緊急通報を発生し、受注者からの様態確認電話に応答しない場合は、受注者が派遣する警備員、消防署員その他関係者の立入りを認めます。
- 3 2により住宅への立入りが行われた場合には、住宅等の一部に破損が生じても、その賠償責任を問わず、損失補償も求めません。
- 4 2による住宅への立入り又は緊急搬送が行われた時以降の住宅の管理責任については、受注者が派遣する警備員、消防署員その他の関係者の責任を問いません。
- 5 私が用意する合鍵を、受注者に預けます。
- 6 緊急の場合の緊急連絡先への連絡に同意します。
- 7 費用の負担が発生する場合には事業者への支払を怠りません。
- 8 本事業の対象者の確認のため、登別市が随時に世帯状況や生活保護受給状況を調査することに同意します。
- 9 申請書等に記載した事項については、受注者、消防署員、民生委員・児童委員へ情報提供することに同意します。
- 10 善良な管理のもと緊急通報機器を使用するとともに、緊急通報機器をこの事業の目的に反して移設し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しません。
- 11 緊急通報機器を棄損し、又は滅失し、若しくは紛失したときは、修理又は新たな緊急通報機器の調達に要する経費を負担します。